News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令 和 8 年 3 月 1 0 日
電 力 ・ ガ ス 取 引 監 視 等 委 員 会

予備電源（応札年度：2025年度）に係る応札価格の監視結果及び「予備電源制度ガイドライン」の改定の建議について

（趣旨）
電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」といいます。）は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）において2025年8月から9月にかけて実施された「予備電源募集（2026年度・2027年度制度適用開始向け）」の落札候補となった応札案件の応札価格の監視を行いました。
今般、委員会は、監視の結果を取りまとめるとともに、「予備電源制度ガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）」の改定について経済産業大臣に建議しましたので、以下のとおり公表します。

1. 監視の観点

- 予備電源制度は、候補となる高経年火力の数が限られるため、応札容量が大規模な電源は募集量を満たすために落札が不可欠となり、価格つり上げが生じる可能性があります。
- このため、応札価格について、委員会が、ガイドラインに基づき、応札後に監視することとしています。

（参考）予備電源制度ガイドライン
https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/guideline_yobidengen.pdf

2. 監視の方法

- 落札候補となる応札案件について、当該案件を応札した事業者に対し、応札価格の算出方法及び算出根拠についての説明を求め、事業者から提出された資料等に基づいて、応札価格に織り込まれた各コストがガイドラインで定められた算出ルールに則って算出されているかを確認しました。

3. 監視の結果

- 今般、「予備電源募集（2026年度・2027年度制度適用開始向け）」で落札候補となった応札案件（2社2電源）について、応札価格の監視を行った結果、応札価格に織り込むことが認められない金額を確認したことから、該当する事業者に対し、その旨の通知を行いました。
- その後、通知を受けた事業者から、通知内容を反映して再算定された応札価格の提出があり、いずれも適切に算定されていることを確認しました。

4. ガイドライン改定の建議について

・　ガイドラインにおいて、経年改修費（資本的支出）及び発電側課金を応札価格に織り込むことの考え方について明記する必要があると考えられることから、電気事業法第６６条の１４第１項の規定に基づき、添付資料のとおり、ガイドラインの改定について経済産業大臣に建議しました。

（添付資料）「予備電源制度ガイドライン」の改定の建議について
https://www.egc.meti.go.jp/info/public/pdf/20260310001a.pdf

※建議に関する委員会資料はこちら
https://www.egc.meti.go.jp/activity/emsc/pdf/600_04_00.pdf

（以上）

（本発表資料のお問合せ先）
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会　事務局
取引監視課長　栗谷
担当者：宇野、齋藤、寺島、山脇、秀嶋、中田
電　話：０３－３５０１－１５５２（直通）